

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第三十一号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十八の三の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。